

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業

香川県内第3号

香川医療生活協同組合

- 香川労働局長室で「認定マーク交付式」を実施 -



認定マーク「くるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

平成19年9月5日、

香川医療生活協同組合(高松市)

が、県内企業第3号として認定を受けました。

香川医療生活協同組合の計画期間中の主な取組

各施設の事務長を対象とする会議において、育児休業取得促進に向けた組合方針を示すとともに、制度の周知を図ること等により、育児休業等の取得に向けた環境整備に努めています。

育児休業者に対して、通信教育の受講を促すとともに、職員学習会資料、院内ニュース等の送付を通じて、職場の情報提供等を行う他、職場復帰への不安感の軽減等を図るため、職責者面談を行い、スムーズな職場復帰を促しています。

小学校に就学するまでの子を持つ従業員に対して、育児短時間勤務制度を導入しています。

従業員からのニーズを踏まえ、子の看護休暇を1日単位のみならず、1時間・半日単位でも取得できるように制度改正を行っています。

また、所定外労働を削減させる観点から、時間外労働時間数の累計が分かるよう様式の改正を行うとともに、労使で構成する「労働条件協議会」(毎月開催)において、現状分析及び具体的な対応策の検討を行っています。

子育て中の女性医師等の再就職を促進する観点から、嘱託として採用する医師の最低労働時間数の引き下げを行っています。



「認定マーク交付式」(9/7)で塚田労働局長(左)から認定マーク「くるみん」の交付を受ける香川医療生活協同組合の藤原理事長

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)